

○事務局 それでは、まだお見えになっていない委員の方がいらっしゃるかもしれませんが、定刻になりましたので、始めたいと思います。

ただいまから第30回「民間資金等活用事業推進委員会総合部会」を開催いたします。

私は事務局でありますPFI推進室で参事官をしております井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、皆様方におかれましてはお忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

はじめに、当室の審議官であります澁谷から御挨拶申し上げます。

○事務局 内閣府の審議官をしております澁谷でございます。9月の人事異動で内閣府のPFI担当になりました。どうぞ引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

まず残念なお知らせなのですが、PFI法の改正法案ですが、突然の解散で、他の法律の大半はそうなのですが、廃案ということになりました。何とかぎりぎり臨時国会で御審議いただけるような形の環境整備を進めてまいったのですが、さすがに急遽の話で間に合わずに非常に残念でございます。

ただ、この春ぐらいたらずっと法案の対応や党との対応ですとか色々なことをずっとやっております、若干そのガイドラインの作業が遅れ気味になっているところが否めない訳でありまして、本日は、久しぶりにこの総合部会を開催させていただきまして、ずっと懸案になっておりましたガイドライン等について、何とか年度内に全て整理をさせていただくということで、先生方の御指導をよろしくお願いしたいと思います。

若干、間があいてしまった感がありますが、その後いろいろ状況が変わってきいたりしたところもございますので、その辺も含めてまた先生方に御説明させていただいて、御指導をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本部会に所属する委員、専門委員につきましては、民間資金等活用事業推進委員会令第4条によりまして、資料1の名簿をお配りしておりますけれども、渡委員長から御指名をいただいたところでございます。

また、部会長につきましては、同じく渡委員長から宮本委員が御指名を受けられておることを御報告いたします。

それでは、部会のメンバーについて、まず部会長並びに委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

宮本和明部会長でございます。

伊藤陽子委員でございます。

小林麻理委員でございます。

佐藤主光委員でございます。

谷口綾子委員でございます。

根本祐二委員でございます。

柳川委員は遅れられていますが、今、向かっていらっしゃるところでございます。

このほか、本日は所用により御欠席でありますけれども、野城智也委員に御就任いただいております。

引き続きまして、専門委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

赤羽貴専門委員でございます。

石田直美専門委員でございます。

江口直明専門委員でございます。

小幡純子専門委員でございます。

酒井秀晃専門委員でございます。

野元和也専門委員でございます。

山根一郎専門委員でございます。

このほか本日は所用により御欠席でございますけれども、土屋雅裕専門委員、嘉藤隆専門委員、橋本恵治専門委員、廻洋子専門委員に御就任いただいております。

本日は8名のうち7名の委員の方々に御出席いただいております。民間資金等活用事業推進委員会令第5条第1項及び第3項に規定いたします、会議を開き、議決するために必要な委員の過半数を超えておりますので、部会は有効に成立することを御報告申し上げます。

それでは、以後の議事につきましては宮本部会長にお願いしたいと思います。

○宮本部会長 部会長の宮本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、議事を進行するに当たりまして、本部会の議事の公開について確認させていただきます。

会議は原則非公開とさせていただきますが、議事内容につきましては民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条及び第6条の規定により、議事概要及び議事録を発言者名なしで公表させていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1つ目の議事の部会長代理の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第4条第4項によりますと、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとされておりますので、部会長代理は私のほうから指名させていただきます。本部会の部会長代理は根本委員にお願いしたいと思います。根本委員、よろしいでしょうか。

(根本委員、了承)

ありがとうございます。それでは、本部会の部会長代理は根本委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の議事の主な論点についてに移らせていただきます。第29回民間資金等活用事業推進委員会において、ガイドライン改正については部会において検討を開始し、まずは部会において取りまとめることとされております。

まずは事務局からガイドライン改正にかかわっての主な論点について説明していただいた上で、議論させていただきたいと思います。それでは、事務局よろしく申し上げます。○事務局 事務局を務めさせていただいております参事官補佐の児玉と申します。よろしくお願いたします。

先ほど当室の審議官からも御説明がありましたとおり、ガイドラインにつきましては、年度末にまとめて全てのものについて出していきたいと考えております。本日は全てのテーマにつきまして、主な論点という形で事前に事務局からお送りさせていただいたかと思っておりますけれども、こちらの主な論点、たたき台を提示させていただいて、その点について御議論を賜ればと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、個別の論点につきまして私から簡単に御説明をさせていただければと思っております。

資料2「主な論点（たたき台）」に沿いまして私から説明をさせていただきます。

「1. 株式譲渡について」でございます。こちら、色々ところで御指摘を賜っているところでございます。

23年の法改正で公共施設等運営権制度が創設されました。これにより独立採算型等のPFI事業の増加が見込まれます。あるいは今般国会状況で成立には至っておりませんが、PFI法改正法案が成立しました暁には、官民連携インフラファンド設立が予定をされております。

こういった動きを踏まえまして、今後、民間によるインフラ投資を促進し、インフラ投資市場の形成を図ることが重要課題でございます。このため、民間の資金調達の多様化・円滑化に対応してガイドラインで今、基本協定のところで株式につきまして若干規定を設けておりますけれども、この株式譲渡の考え方というものは検討する必要があるというのが背景でございます。

資料2 1ページの下に小さな字で書いてございますが、現在、ガイドラインでは2分の1、3分の2等、PFI事業契約終了まで維持することをコンソーシアム構成企業に義務づけることなどによって、「コンソーシアム構成企業が選定事業者たる株式会社の経営の支配権を維持するよう規定することが考えられる」と、特に義務づけというわけではないのですけれども、「維持するよう規定することが考えられる」というようにガイドラインはなっております、おおむねこういった運用が様々ところでなされていると承知しております。

そもそもこの規定の意義といたしまして、事業者選定において提案と履行能力が評価されたコンソーシアムが落札をいたします、その後、そのコンソーシアムが株式会社を設立して、選定事業者イコール契約当事者となることによって両者の同一性を担保する、提案内容に適合した履行を確保するんだということが思想の根本にあらうかと理解しております。

この現行のガイドラインあるいはその考え方というのは、主にサービス購入型を念頭に置いておりますから、こういう出資条項の例が設けられていると理解しております。

1枚おめくりいただきたいのですが、こうしたことを背景にいたしまして、株式譲渡がなされた後も、事業開始時と少なくとも同等の履行能力というのは確保が必要だろうということは、おそらく前提条件に変わりはないのだろうと整理されつつも、そのために必要な条件、つまりサービス購入型とそれ以外のもので、同一の条件である必要が必ずしもないのではないかと考えております。事業類型、事業内容、事業段階の別でいろいろと場合分けというものが become 必要になるのではないかと考えておまして、下に事務局で作成した絵がついておりますけれども、サービス購入型、独立採算型、運営権を活用した独立採算型、この3つで色々と株式譲渡に係る条件が変わってくるのではないかと考えております。

それから、事業内容につきましてもコンソーシアムの独自の提案とか能力が極めて高い意味を持って評価された事業と、必ずしもそうでないものというのは、これもまた株式譲渡の条件についていろいろと差異があってもいいのではないかと考えております。

事業段階でございますけれども、これも事業契約、運営権ですと実施契約になりますが、これを締結してからサービスの提供が安定化するまでの期間というものと、これが巡航速度に入った後、それから、そのコンソーシアム構成企業を見てみますと、それぞれの構成する企業の一般的には委託・請負という形で、建設であったり何であったりということがなされるのだらうと思っておりますけれども、そういったもののそれぞれ実施が終了した後、請負・受託を受けていたコンソーシアムが有していた株式の譲渡について、また考え方が違っていてもいいのではないかと。あるいは先ほどコンソーシアム独自の提案や能力が評価された事業については、また違った意味づけがあるのではないかと申し上げましたけれども、技術等が普及いたしまして一般的にその辺に独自性というものがなくなった後も、株式の譲渡というものはもう少し違う考え方があるのではないかとという問題意識を持っております。

こうした問題意識をもとに、手続を考えたときなのですが、株式譲渡に関して主に管理者等との手続が問題になってこようかと思っておりますけれども、注意すべき事項というのは一体何なのか。あるいは株式譲渡を進めるにせよ何にせよ、この方針というものが予見可能性を高めるために実施方針に何らか記載があったほうがいいのではないかと考えられますが、この点はいかがでしょうか。

あるいは議決権株式以外のものについては、どうすべきなのだろう。あるいは事業主体で今、SPC では株式会社形態というものを採用しておりますけれども、その株式会社形態以外の法人格というものを採用しようとする場合、留意すべきことというのは何かあるのだろうかということが、株式譲渡について背景と問題として我々は考えております。

すみません、冒頭に申し上げるべきだったのですが、一通り全ての論点については私から背景、問題意識等先に説明をさせていただきたいと思っております。

4 ページ「2. 債権譲渡」でございます。これは株式譲渡で出てきた話とちょっと似通ってくる部分があるのですが、借入れによる資金調達というのは今後、債権の発行あるいはローン債権売買等の債権譲渡を前提とした資金調達の活用、要するに多様化が株式の場合と同じように考えられる訳でございます。こうした多様化・円滑化に対応して、債権についても色々と考える必要があるのではないかとというのが我々の問題意識でございます。

この点につきまして、現行ガイドラインについては特段の記述はございません。これはその資金調達が選定事業者の責任において行うものである、こういうことが考え方の背景にあるかと理解しております。今後ともこの点について変わりはないと思われましても、民間の資金調達の多様化の観点から、何らかの留意することがあるのだろうかということをお議論いただければと考えております。

融資金融機関等は、事業状況のモニタリング機能や一定のステップイン能力を持っているわけですが、債権譲渡に伴って債権者が変更した際に、これら融資金融機関の持つ機能についてどう考えていけばいいのかということも、問題意識として持っております。

5 ページ目「3. 民間提案について」でございます。こちらは23年のPFI法改正により民間事業者の参画意欲を高める観点から、民間事業者の提案に対して管理者等が検討・応答する義務を課した提案制度が設けられました。これについては本年3月の基本方針にも若干言及しておりますけれども、例えば知的財産の保護をどうするんだとか、あるいはどういう情報を提供していくのだろうか、そういったことに若干触れておりますが、これについて具体的な取扱いを検討する必要があるのではないかとということが背景でございます。

ここの論点も多岐にわたりますけれども、考えられる論点についてこちらに掲げております。そもそも民間事業者に提案していただくためには、管理者等から適切な情報提供が必要かと考えておりますが、まさに民間事業者が提案しやすくするために、事務負担との兼ね合いを踏まえつつではあるのですが、どの程度の相談・検討体制を整備し、どのような情報提供を行うべきかというものを整理する必要があるのではないかと考えております。

検討プロセスでございますけれども、民間提案に対して適切に検討を行うため、どういった視点で、どういったプロセスで民間提案を検討していけばいいのか。このプロセスに密接に関連するところではありますが、では一体具体的にどういった書類を出してもらうのか、こういうものについて出してくださいということが内閣府令に書かれておりますけれども、もっと具体的にどういう書類を出してもらえばいいのかということも論点と考えております。

それから、これが非常に大きな論点だと考えておりますが、民間事業者が安心して提案をするためには、高度な技術ですとかノウハウといったものについて保護が必要だろう、では、どういうものに対して保護が与えられるべきなのかということについて整理が必要ではないかと考えております。仮に民間提案を採用したとなったときに、入札制度で選定

した場合に入札の公平性、透明性の確保というものが当然必要なのですけれども、民間提案をどういう形で評価を行うべきなのだろうということが論点かと思っております。

さらに、これは必ずしも民間提案そのものではないのですけれども、更に大きな話といたしまして、民間のノウハウや創意工夫というものを積極的に活用したい案件というものがおそらく今後いろいろ出てくるであろう、そういうようなときに例えば行政の側が要求水準を設定するに当たって、民間との対話、いわゆる競争的対話的手法について、いろいろと考えていかなければいけないのではないかと考えております。

6 ページ「4. 公共施設等運営権」でございます。こちらも 23 年の法改正で導入されました。公共施設等運営事業というのは公共施設の種類、規模によって大きなものから必ずしもそうでないものまで、様々なものが考えられる訳ですけれども、民間事業者の創意工夫を生かして、民間事業者がリスクを負担する代わりに、負担したリスクに相応した自由度の高い事業運営を可能とするといった観点から、基本的なその在り方というものをまさにゼロからつくり上げていかなければならないというのが出発点でございます。

こちらの論点は非常に多岐にわたりますが、先ほど申し上げた株式・債権流動化というところにつきましては、まさに運営権ならではといったものが果たしてあるのかないのかといったことも含めて検討する必要があると考えております。

特に留意すべき事項はおそらくいろいろあるでしょうけれども、その中の 1 つでおそらくあり得るのは、運営権の移転について、移転の際は欠格事由の非該当性あるいは実施方針に照らした適切性が要件と法律上明示されておりますが、ここの関係は果たしてどういうふうに考えていけばいいのだろうというのが、1 つ論点にあるのかなと考えております。

続きまして、管理者の側はいわゆるコンセッションフィー、対価をとることができることと書かれておりますけれども、そもそも運営権の対価といったものをどういうふうに考えることができるのかということの整理が必要だと考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、対価の算定・評価に当たって、どういう情報が民間事業者が想定するときに必要なのか、あるいは公共の側にとってもどういった情報が必要なのかということについては、整理する必要があるかと思えます。それから対価が決まりました、無事に落札あるいは契約の相手方が決まりましたというときに、この対価の支払い方法について何か留意することがあるのだろうかということも、論点かと思っております。

7 ページ、運営権がそもそもどういうものなのかという考え方にも大きく依存するところもあるのでございますけれども、更新投資、新規投資というものをどういうふうに考えていくのか。更新投資、おそらく法律上は、維持管理というところで読むのかなと思っておりますが、こういった更新投資と新規投資、いわゆる建設みたいなものをどのように位置付けることが考えられるのだろうかというのが、大きな論点の 1 つかなと考えております。

先ほど民間事業者の選定ということを申し上げましたけれども、そもそも選定される民間事業者、あるいは選定をする管理者等にとって、一体どのような選定プロセスが望ましいのかということが大きな論点になるのかなと考えております。あるいは品確法に準じて導入された技術提案制度、高度技術提案等ございますが、これをどのように活用していくことが考えられるのかということも論点かと思っております。

選定された後には運営権の設定ということになりますけれども、この運営権の設定手続において特に留意する事項というのはあるのだろうか。あるいは運営権を設定すると一言で申し上げましたけれども、公共施設等の単位について何か留意することはあるのか。例えば公共施設等の管理者がいて、それに対して複数の施設、例えば適用される料金体系が違うような公共施設等に対して、1つの運営権を設定するということになるのか、それともそうではないのかといったことも整理が必要なのかなと考えております。

これも前からの論点でありましたけれども、指定管理者制度との関係で留意すべき事項というのは一体何なのであろうかということでございます。それから、先ほど少し出てまいりました移転・譲渡につきまして、法律に要件は定められておりますけれども、どういったことに留意すべきなのかということでございます。

次に、取消という事態に至ったときなのでございますけれども、この運営権の取消あるいは実施契約の解除ということかもしれません、その帰責事由ごとにおそらく要件とか負担というのは記載することが必要なのだらうということ、これも個別にどういったことかというのは議論しなければならないのでしようけれども、これは一般的なPFI事業に比べて特に留意すべき事項というのは一体何なのであろうか。例えば下のポツですけれども、建設工事の施行中に解除事由が生じたというときに、特にどういったことを想定してリスク分担等々定めていけばいいのだらうということでございます。他には、この公共施設等運営権取消に伴う損失の補償、通常の損失を補償するという規定がございますけれども、これについての留意事項は何であらうかということでございます。

この取消の話と密接に関連するのですけれども、官民間のリスク分担についてどう考えるのか。公共施設等運営権が設定された運営事業について特に留意すべきことというのは一体何なのであろうということが論点かと考えております。

細かい話なのかもしれませんが、運営権の対象となる公共施設等の敷地に対して運営権とは別途、賃貸借の設定というものが果たして必要なかどうかというのも論点かなと考えております。

こうして事業が始まって無事に事業が終了、事業期間が満了となったときに、その満了した時点で事業価値や事業資産、例えば著しく向上した場合に、どう評価・処理していくことが考えられるのだろうか。評価の結果、価値が認められる資産が存在した場合に、管理者等による買取りというものを何らかの形で縛るようなことは考えられるのだろうかというところも論点かと考えております。

最後のページになりますけれども、諸外国で公共施設等運営権に関しまして、公共施設等運営権というよりはいわゆるコンセッションということになるかもしれませんが、事業期間の延長オプションがあるものが散見されます。こういったものについて必要性、課題をどういうふうに考えていくべきかということでございます。

最後になりますけれども、公共施設等運営事業についてVFMの算定、これもガイドラインでサービス購入型を前提としたものがある訳でございますが、どういうふうに考えていくのかということが論点になるのかなと考えております。

すみません、駆け足になりましたけれども、今回のガイドライン改定に当たって考えられる論点というものを事務方で整理して今、御説明をさせていただきました。こういった論点についてぜひ御議論を賜ることができればと考えております。

私からは以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

今、主な論点として4つの項目を挙げていただいて御説明いただいております。今日は大体2時40分ぐらいまでをめぐりに、この論点について議論していただけたらと思います。できたら順番にと思っておりますけれども、それぞれの論点に対していろんなコメントあるいは追加的な話、論点を俯瞰していただくような形で御意見いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

まず株式譲渡につきまして論点を挙げていただいておりますが、何か皆さんの方から御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○C委員 質問なのですけれども、聞き漏らしたのかもしれないのですが、サービス購入型と独立採算型の間で、株式譲渡について位置づけが違うというのはもう少し具体的にどうしてなのか。例えば、サービス購入型の場合、これを認めるとどれだけ弊害があり、独立採算型だところだというのを、2つあるのでどのように違っているのか。

○事務局 サービス購入型は落札して公共からずっとサービス購入料の支払いを受けるわけなのですけれども、確かに事業者の能力が評価されて落札者が決まっているという意味で、独立採算型あるいはサービス購入型も同一なのかもしれないですが、運営権制度が創設されて独立採算型の増加が見込まれるという中で、特に独立採算型では自分たちで完全にお金を集めてこななければいけない訳ですから、いわゆる出資者、事業を行う人たち以外にもお金を集めていかなければいけないという事態になったときに、いわゆる投資家を募らなければいけない。ですから投資家を募るときに事業者と違って、事業期間中拘束するということが果たして適切なのかどうなのかというのが問題点、関心の入口でございます。こういった者について、必ずしも同一の条件で株式譲渡を課すことが適切なのかどうなのかということでございます。

○事務局 補足させていただきますと、御承知のとおりサービス購入型は公共サービス料の毎年毎年の支払いを債務負担行為等に基づき公共側が払う訳ですから、そういう意味ではリスクはそれほど大きくないということでもあります。一方、独立採算型、特に運営権を



活用した独立採算型では、需要の変動リスクを民間が負うという意味では、リスクが大きいということをごさしまして、リスクの大小はかなり違うのだと思います。

独立採算型ですと大きなリスク、特に規模が大きな事業はリスクが大きくなりますので、民間資金については、資金調達的面から多様な主体が関わって、幅広く集めるということで出入りがあったり、自己資本を充実させるという意味からも多様な参加主体による民間資金調達が必要なのだと思います。

そういった意味から言うと、事業者あるいは投資家からしてもかなり株式譲渡のニーズというのは変わってくるのだと思います。事業をうまく進めていくためには、むしろ今後、独立採算型ではない事業も含めて、あるいは運営権活用型については特に、株式譲渡を緩やかに認めていったほうが、事業が上手くいくのではないかと。それがひいてはVFMの向上にもつながるような面があるのではないかとという問題意識でございます。

○H専門委員 株式譲渡、今、参事官から御説明があったところですが、サービス購入型だと、SPCの資本金が5億円というのがありますけれども、多くの場合は1,000万円程度であって、そのほかデットで資金調達しているのですが、コンセッション型の場合には、事業の性質上リスクをとって行くので、デットとエクイティの割合が大分変わってくるわけです。エクイティがもっと厚くて、デットとのバランスを考えるとともに、事業の規模に応じてエクイティを厚くしなければいけない。1,000万円位では足りないわけですし、もっといろんな出し手からエクイティを募ってこなければいけない。

エクイティの出し手にもそれぞれ性質がありますので、何年間かで状況によって入れ替わっていくというのは当然で、その前提がないとエクイティクッションがなかなか厚くできないというのが、今の御説明だと思うのです。

資料2の2ページ目の一番下のポツはコンソーシアムの独自の提案や能力が評価された事業において、時間的経過に伴う実績の積み上げや技術の普及等、要は運営者がどういう者かということだと思うのですけれども、その者が実際にエクイティを出しているのか、エクイティ自体は例えば年金基金とかそういったところから引いてきているのかということによって、いろいろ考え方があり得るということなのですが、サービス購入型に比べると株式の譲渡というものを実際にオペレーションに影響を与えない形で広く認めていかないとインフラ対象で、しかも規模が大きくなっていきますから、かなり資金調達のところで苦労するのではないかと。こういう記載になっているのだと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

G委員、お願いします。

○G委員 Gでございます。

今、H専門委員がおっしゃったことに関連するのですが、やはりリスクをとった事業をしていくためには多様な資金提供者がここに参入してこない、なかなか事業としては盛り上がったものがないという点はそのとおりなので、もう少し流動性の高い形で多様な投資家が入ってくる必要があるのではないかと。思います。

ただ、この話というのは結局、株主であるとか資金提供者という話と、主たる事業者という話を少し分けて考えないといけないだろうと思うのです。今の話は、議決権はある程度持っている持っていないは濃淡ありますが、要するにある程度資金を提供する主体をもう少し多様化して色々な主体から資金を得る。その話と実質的に事業をやっている人がかなり、こういう能力があるからこの人に任せたという話があるので、その根本の能力が変わっているかどうかという話と切り離して議論しないと、両方ごっちゃになってしまっていると話がこんがらがるので、まずそこを切り分けて、事業をある程度根幹は押さえておくにしても、もう少しそれ以外の部分は資金提供者という意味でいくと、もう少し多様化あるいは流動化してもいいのではないかという話だろうと思います。

そうすると、次に主たる事業者が変わってはいけないかという、ここも完全に変わってはいけないとするとかかなり硬直化してしまうので、どういうところであれば移転をしてもいいかという話はあって、主にここで書かれている、例えば事業移転みたいな話は、2ページ、3ページあたりに書かれている話は、どういうふうな形であれば責任ある事業者が変わってもいいかなという話だと思っています。こちらの話も別個手当をしておくべきなのだろうと思います。

そうすると、実はサービス購入型は現実的には問題は起こらなかったのですが、今でも本来でいけば株を持っている主体が変わらなければ、実質的に責任を持って事業ができるかという、本当はそんなことない訳です。例えばすごく能力がある人がそこにいるから、その会社に任せたという話があれば、その会社がずっと株主であり続けたとしても、その人がどこか行ってしまったら、辞めてしまったら、実質的な能力はなくなってしまう訳なので、本当は株式所有云々は別にして、責任ある事業をどうやったら本当に責任を持って継続させていけるかという話は本当はあるべきなのだろう。ただ、これはなかなか実は難しい話で、辞めさせないというわけにはいかない、難しい話であるけれども、責任あった事業を継続させていくにはどうしたらいいのかというのは、それは株式の保有とは切り離して実は考えなければいけない課題だと思っています。

○宮本部長 ありがとうございます。

関連していかがでしょうか。今の論点と、それから、挙げられている論点で。

英国では株式譲渡でも超過利潤でもめたことがありましたね。今、英国でPFIで議題になっている項目の1つが株の譲渡利益が過大にあったとか、昔のことだけれども、今も繰り返されているような案件がございますね。それに対しては一応規定が入っていると聞いておりますが、そういうところもここには入っていませんので、特に英国の事例等で先行事例がある中で、どのような課題があったのかということも整理していただくのが重要だと思います。

その他いかがでございますか。

〇〇専門委員 資金調達が多様性を確保すること自体は素晴らしいことだと思っていて、それでVFMが改善するなり事業の継続性に問題がないのであれば、ぜひやっていただきたいと思っています。

ただ、行政が行う実務を考えたときに気になったのが、例えばVFMを計算するときに先ほど英国のお話も出ましたが、リファイナンスをしました。そのときに結構利ざやが出ました。ではそれはVFM最終の計算の時点でそれも含めて計算していたほうがいいのか。それは創意工夫の範囲だからお任せしていいのか、その最初に我々が計算するときに、そこをどういうふうに仕立てていくかというのは、結構担当者は悩むと思うのです。そういったこともガイドラインの中に記載するなどの配慮をいただければと思っています。

あと、先ほど債権譲渡といってもいろんな問題が絡んでおりまして、今回は資金提供者の立場からの流動性の話はあるのですが、今日はN専門委員が来られていないので、もしN専門委員が来られていたら、ゼネコンの立場としては、今まで出資していた我々としても早めにそこを抜けていくという気持ちもあるんだと、そこら辺を整理してほしいという意見ももしかしたら言われるのではないかと考えていたので、代わりに発言させていただきました。

〇宮本部長 どうもありがとうございます。N専門委員からも御意見いただきたいところですね。

〇J専門委員 今の英国の例で儲け過ぎだからいけないという批判なのですが、リスクをとっていた人が儲けてはいけないというのは本当はおかしな話で、リスクをとったからリターンがあるということなので、日本の場合はほとんど配当が出ない。サービス購入型なので配当が出なくても1,000万円の資本金でやっているというのでいいと言えいいのですが、これが運営型になると適切な利潤が上がって配当が出る、だから投資家さんが入ってくるという世界なので、逆に行政側としても一定の配当を見込んだ提案がない提案というのは疑問な提案というぐらいに見て、ちゃんとした利潤が上がって回っていくという提案を積極的に評価していく、そういう評価方法を確立しないと腹切り入札でみんなどんどん低額入札になって、結局途中で頓挫してしまうような案件を生んでしまう可能性もありますので、それは評価する側も考慮に入れなければいけない点だと思います。

〇宮本部長 ありがとうございます。

〇M専門委員 やはりコンセッションということになりますと、サービス購入型と比べると事業リスクが高まりますので、リスクマネーの充実が必要です。そのために株式流動性を高める必要がありますが、行政サイドとしては、株式の流動性を高めた場合であっても、事業開始時と同等の事業者の履行能力が確保できるのかということが問題となります。一方、デットで資金調達を行うケースに関しましては、融資契約上の規定に基づき、株式譲渡の是非を個別に融資金融機関が判断をしていくこととなりますので、一定程度、債権者のガバナンスが働きます。その意味では行政サイドと事業者の間で、株式譲渡について

過度に厳しい制限を設けなくても、一定程度、債権者によるガバナンスに委ねるという考え方もあるのではないかと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

○H専門委員 先ほど株式のエクイティを厚くしなければいけないということと、利潤の話なのですけれども、開始時点より事業の価値が上がって非常に儲かったときに、それが適正かどうかというのはいつも議論になるのですが、その超過利潤の話は少し調べないといけないと思いますが、むしろそのエクイティのところで調整するというよりは、もし利潤が上がってプロジェクト自体のオペレーションが上がっているのであれば、コンセッションフィーが毎年あるのであれば、その部分で調整する。すなわち一定の部分をプロフィットシェアリングみたいな形にする事も考えられます。エクイティの回収段階で、もしくはエクイティの配当とかの段階でさらに規制をかけるというよりも、この考え方の方がエクイティとしては入りやすいのではないかと。もちろん海外の事例を詳細に見たほうがいいとは思いますが。

○宮本部会長 ありがとうございます。

○E委員 2とも共通するかもしれないのですけれども。

○宮本部会長 債権の部分も含めて、もしあれば御議論いただければと思います。

○E委員 はい。かもしれないというだけで、出口のシステムの整理というものが必要で、それぞれ見つけてきてこの人に譲渡するというのもいいのですけれども、譲渡先がある程度世の中の的に目に見えているというのが多分必要だと思うのです。リートに組み込めるかというものがあって、おそらくデベロッパーさんが当初持っていて、運営権を持っている場合はリートに組み込めれば一番楽ではないかと思うのです。それで現行リート側の話も含めてできるかどうかというのは、にわかにはわからないので、そのような仕組みができるように論点を整理していく。リート以外だと最初にPFI法が施行された段階で大阪証券取引所が専門市場をつくる構想を持っていたということです。案件が出なかったのも、その後どうなったかわからないのですけれども、そういうものも1つ選択肢かなと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。広い選択肢を提示する形になるのか、基本的には良い形態が存在するような形でガイドラインが改定されることが重要だと思いますけれども。

○J専門委員 たしか東京都の事例で、青山1丁目のところにある図書館とか公共施設が入っている賃貸住宅の案件、たしか3年か5年経過後、株式移譲というのが入札条件になっていたと思うのですが、それで実際に売ったのかどうかわかりませんが、その辺の過去の事例を調べてみるといいかもしれないです。

○宮本部会長 ありがとうございます。

○C委員 今、儲かったときに超過利潤が発生したらどうかという議論になっていますが、逆に損失が発生したときにどうすればという議論がなければいけなくて、特に税制上の扱

いだと思うのですけれども、超過利潤が発生すればキャピタルゲインタックスをかければいいとなりますが、エンジェル税制ではありませんけれども、損失が発生したときにどういう対応をするかということ、ある種対称性を担保しておかないと、リスクですから必ず儲かるものではないということは考えておく必要があると思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

他、株式債権譲渡に関しまして。

○O専門委員 すみません。ちょっと教えていただきたくて。こちらの株式譲渡を認めたほうが行政に対してもメリットがあるというのがあれば、それはどんどんすべきだと思うのですけれども、例えば今まであれば事業期間というのは融資機関と密接な関係があって、15年というのは随分多いパターンだと思うのですが、その株式譲渡を認めることで30年とか20年とか長期のものができる可能性が非常に高まるというのであれば、そういったものをアナウンスしてもいいのかなと思うのですけれども、そういうふうに考えてもよろしいでしょうか。

○H専門委員 入口の時点で、直ちにかどうかはわかりませんが、エクイティの譲渡性については、そもそもエクイティポジションというか、対象事業はよりリスクが高いわけですから、それをカバーし得るべきエクイティを集めるという意味で、そもそも譲渡性というものを一定程度担保する必要があります。

○G委員 長さのほうもそうですけれども、今、H専門委員がおっしゃったようなところが結局できないとなると、それが何に跳ね返るかということ、結局、最終的に受けるお金のほうにかかってくるので、そういうところが認められないとすれば高いお金でしか請け負えないというところに最後行き着くのだと思うので、そういう意味でこういうある程度民間リスクをとって、ある程度自由度を持ってできるようにすることで、行政の側はよりいいものを安くできるように結局はなる。一つには長さもあるが、そういうことがどれだけ見えやすいのかが大事なことなのだろうと思います。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。

○M専門委員 株式の流動性があることは、必ずしも融資を長期で出せるかどうかというところと直結する訳ではありません。一方で流動性があることによって、投資家がエクイティを出しやすくなり、エクイティが充実し、エクイティのクッション高まるということが、融資の安全性を高めることになります。この結果、長期の事業を融資の面で支えていくということも可能になっていくと思います。

○宮本部会長 どうもありがとうございます。

○I専門委員 検討成果のまとめ方と関係してくるのかなと思うのですが、サービス購入型と独立採算、運営事業でエクイティの流動化なり何なり相当位置づけがちがうというふうに思っています。

サービス購入型のところでこういったことを可能としていくかどうかというのは、もちろん1つの論点であろうかと思っておりますが、その際に、今、O専門委員が言おうとし

たように、そもそもサービス購入型がこれを制限していることで公共団体さんにどんなデメリットが生じているかとか、そういったことを十分検証していく必要があるのかなと考えておりますので、おそらく次回になるかとは思っておりますけれども、そういった論点もあるということを考えて、事業の類型ごとに区別して方向性を出していただけるとありがたいなと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。いろんな事例を見ていただいてメリット・デメリットをガイドラインに反映していくことが一番重要だと思います。

それでは、まだ1番、2番についての御意見があればと思いますが、3番目の民間提案につきまして、論点について御検討いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○C委員 これ誰に提案するかということで、多分内閣府あるいは中央政府なのかなと思うのですが、PFIは多くは自治体さんでやられていらっしゃるのでもし提案するとしたら提案先としてはむしろ自治体の方が良いのか。特に、一番最後に出てくる競争的対話手法と言いますが、これは誰と話す論点か。国よりは何となく地方自治体やって、地方自治体の方で集まってこういう情報をキーワードにしてやるみたいなことが、小さい規模なやつはそちらの方が自然体だと思う。大きい規模のものについてはまた別だが。

○宮本部会長 これについては事務局から回答させていただきます。

○事務局 すみません。これは資料2-2に民間提案制度の概要ということでお付けしております。これは23年改正で入れた制度でありまして、提案主体は民間事業者でありますけれども、提案を受けるのは管理者等でございます。ですから国の事業であれば国になりますし、自治体事業であれば自治体ということになります。提案を出していただきますと、これを受けた自治体はその案につきまして検討を行って、その結果を民間事業者にお知らせするという制度でございます。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○O専門委員 民間提案について、本市のPFI推進部局と議論してきたのですが、なかなかイメージがつかないというのが本音のところでございます。もちろん趣旨としてはいい制度であり、これでいい形の事業ができれば素晴らしいことだと思うのです。我々が行っている実務の中で、例えば福岡市であれば政策推進プランという事業の一覧表がございますが、これは当然内部でも検討し、議会のほうにも説明した上で整理したリストになるのですが、それもすぐに全部できるわけではなくて、当然優先順位がある。その中でお金のめどがついたところから進めていくわけで、我々としても順番もいろいろ考えながらやっているわけです。

その中で民間提案がぼんと来て、それがすごくよかったからすぐできるかという、なかなかそういうものでもないですし、まだそんなに内容がかたまっていない事業も多いので、意見を反映しようがない。基本構想以降に進むと、その時点でコンサルの方の御意見を聞いたり、パブリックコメントなど、いろんな意見を聞きながら進めていきますので、この時点になると逆に意見を反映しづらくなるのです。

なので、どういうタイミングで行くのが一番いいのかなと思ったときに、なかなかそれがわからない。もしこれを本当にやるのであれば、民間提案を受けますよというリストをつくってお出しするというのが一番現実的なのでしょうけれども、なかなかそういうものを今までのフローの中に落とし込むのも難しいというところで検討が進まない状況でございます。

ただ、福岡市レベルだとそうなのですが、まだ小さい市町村などであれば、例えば駅前ですごく広い土地が余っていて、所有者の方と一緒にこういう提案をしたいのだけれどもと来れば非常に乗りやすいこともあるでしょうし、自治体の規模によって受け入れ方は変わってくるのかなという意見もございました。

○宮本部会長 大変参考になる意見ありがとうございます。全く今までこちらが考えていなかったような提案がぽっと出てくるというのはないとは言いませんけれども、そういう話だとか、あるいは今おっしゃったみたいに幾つかの案が漠然としてあって、それを具体化するためにはどんな案があるのかというのはいろんなレベルがありますね。

○E委員 このテーマは結構海外の事例もあるのと、国内の事例もあるので、それをある程度整理することからスタートすればいいと思います。

今の点に関して言うと、テーマを絞るか絞らないかというのは英語で言うと solicited と言うのですけれども、絞る場合と絞らない場合と、絞らないけれども、こういう類のことは解決したいと思っているよというリストをつける。実施リストという、3つぐらいあって、それはそれぞれ一長一短があるのですが、自治体のほうで全く考えていないことを出す場合ももちろんあるし、考えているけれども、それは公共事業でやろうとしていた。それをこういう形でやれば民間が入るよという提案が比較的多いというふうに思います。

なので、そこから言えることの1つは、PFIだけに限定した民間提案制度を構築するのか、もしくはもう少し手法は幅広くもって、PFIの手法提案をしてもいいけれども、それ以外になってもいいよというふうに、その制度設計が1つ大きなものがあるのではないかと思います。

知財の保護とかインセンティブの付与は当然だと思うわけで、成立する方向で考えていただきたいのですけれども、インセンティブに対してはまずWTOルールにかかるかからないかがまず大きい。かからない場合は公募プロポーザルでやればいいわけで、例えばですけれども、千葉県我孫子市でPFIに限定しない提案型公共サービス民営化制度というのが5年ぐらい前ですが、導入をしていて、そこはベストプロポーザルに対して3年間の随意契約の権利を付与する。基本的に新設ではなくて維持運営計画ですが、そういうことまで一応できるということなので、金額の大きさだとかプロポーザルでやるか入札でやるかというようなことも含めて、少しマトリックスを整理した上で、一つ一つ埋めていくという地道な作業が必要になる。

ちなみにWTOルールにかかったら絶対できないかということ、さいたま市は政令市なのでかかるはずなのですけれども、金額が小さいということもあるのですが、表現は忘れまし

たけれども、一定の加点をするということが書いてありまして、入札の中身ではなくて応募者の資格自体にそういう提案したことが、提案できる能力を事業契約において評価してあげますよということを約束するというやり方。それはいろいろ法律的なことも全部確認した上でやっているの、いろいろこれは工夫があるかなと思っています。

今日は最後になりますけれども、この手のものでおそらく一番進んでいると思うのは、アメリカはPPEA法というものがあって、これは日本で考えられないくらいすごく自由にやっている法律でして、バージニア州法なのでWTOルールに当然かかるのですけれども、それを言及というか情報として入れた上で、ある意味世界標準にかかってくると思うので、そういう形で世界からお金を集めて、日本だけ提案者のインセンティブが余りにも低いということになると、結局海外に提案するけれども、日本ではしないとなってしまうかねないので、そういう点は注意しなければならない。

○宮本部会長 ありがとうございます。

今のお話のほとんどは何らかの案があった中で、それを具体化していくという流れですか、それとも全く案がないようなところでもそういう事例があるということですか。

○E委員 それは両方ですけれども、おそらく制度の数でいけば限定をかけないで自由に提案をする方が多い。

○宮本部会長 その前に、もともとこの案が何らかの形で存在してそれを具体化するかかどうかが、あるいは既存の行政が考えていなかったような新しいアイデアにかかってくるのか、どうなのでしょう。

○E委員 細かいカテゴリとして分類されていないので、行政が求めなくても計画があったのでそれに提案したのではないかということについての確証はありません。ただし、日本ほどいろんな計画を自治体がつくる国はないので、それはおそらくそれもなしで提案してきているところが多いのではないかと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。そういう事例を調べていただきたいと思います。事務局よろしいでしょうか。B委員。

○B委員 今、E委員から詳しいお話があったのですが、やはり先ほどお話があったとおり、自治体といいますか、パブリックのほうでそういった提案を受け取るキャパと言うのでしょうか、ノウハウというものがまだないと思うのです。ですから、いろんなその意味で広く提案を集めるというのと、ある程度固まったところで提案を受けるといういろんなタイプのステージがあるかと思うのですけれども、まずは事業者提案を広く受け入れる体制づくりと言うのでしょうか、それはパブリックインボルブメントと言うのでしょうか、そういったノウハウを少し導入としてつけておく必要があるのではないかと思います。

事業がいろいろなタイプ、先ほどの議論にあったような株式譲渡、債券譲渡、資金調達を積極的にやっていくためにはどうしたらいいかという話もあって、リスクの取り方というの、かなりリスクを民間事業者さんは非常に敏感に感じていると思いますが、その分、こういったリスクをとったときに、こういった事業形態をした方がいいという、契約がフ



レキシブルにいろいろな提案をできるということが、そういう土台を作ることが必要だろうと思いますので、そのときのインセンティブの部分も先ほどE委員からお話があったように、その評価してあげるというのを次の提案のときにどうするのかといった点も含めて検討する必要があると思います。

○C委員 最初の質問にかかわるのですけれども、例えば地方自治体に対する提案のとき、例えば駅前のこの土地をどうしようかという個別具体的な話であれば、提案される自治体だけが勘案すればいいことだと思うのですが、もう少し高いレベルでの提案について言えば、例えばA市に今度は提案したのだけれども、A市は受け入れるキャパがない。ところがB市にはあるかもしれない、というときに、自治体同士でアイデアを共有できるかなと考えていまして、国に提案したなら国の中でやればいだけなのですが、そうでなければどうしても自治体の中でアイデアが埋もれていってしまうという危険性が出てくる訳で、だから全く条件づけると、全く関係ない市が、全く関係ない事業者を選んで新しいアイデア使うのかもしれないので、先ほどから問題になっている知的財産保護というところとどう関わるのか、インセンティブとどう関わるのかちょっと悩みなのですけれども、そういう体制が自治体同士でアイデアという情報を共有できるシステムがあってもいいのかなと思いました。

○宮本部長 事務局、お考えいかがでしょうか。

○事務局 民間提案につきましては、私もこちらに来て2カ月くらい、いろんな民間の方のお話も伺ってきたのですが、昨年の法改正による実施方針の案をつくるという形なのですけれども、必ずしも使い勝手が良いのではないかという話が実は実際にいらっしゃいました。

民間の企画提案を受け付けて民間のノウハウで、というのが本来のPFIの趣旨なのですが、現行のPFI法は管理者の方が実施方針をつくって、つまり管理者がまずイニシアチブを持ってという、つまり官の決定権と、E先生がよくおっしゃる話なのですけれども、それを打開しようというのが本来の民間提案の仕組みだと思うのですが、一応制度上は実施方針の案を管理者に提案するという形になっていますので、実は私はそれはそれでガイドラインの様式等を定めればいいと思うのですけれども、もっと別にunsolicitedな条件をつけないような形、幅広い提案を別途受けつけると。そのような仕組みを別途設けないまま現行制度ができてしまったものですから、実施方針の案以外の提案をしても受け付けないよというふうに逆に用いられてしまうことを、いろんな民間の方が心配しているものですから、私は2年前に国土交通省の政策課でまさにPFIを担当していたのですけれども、一昨年の9月から2カ月で民間事業者、公共団体から何でもいいからPFIの提案をしてください、全部非公表にしますという前提で公募しましたら、2カ月で200件の応募がございまして、半分ぐらいは自治体が全く計画していないような提案でありました。そのうちのかなりのものは国土交通省の案件形成調査で具体化の調査をして、うまくいかなかったも

のとうまくいったものとあるのですけれども、やはり無条件で何か提案制度をつくれれば何がしか出てくるというのはそのとき実感した次第でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

ただ、これと別のフレームになるのでしょうかね。

○事務局 そうしたことも含めて御議論いただけるとありがたいです。

○宮本部会長 ありがとうございます。

今もやられていますけれども、それを内閣府でもう少し広く捉えることもあり得ると御検討いただくということで、とりあえずよろしいでしょうか。

それでは、他にありましたら戻ることにして、一番項目としてたくさん挙がっておりますのが公共施設等運営権の案件でございます。このことに関して皆さんの提案をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○K専門委員 以前、法律改正の少し後ぐらいで、地方でやる場合に指定管理者との調整が必要ではないかということで、総務省と調整する予定と伺っていたかと思うのですが、進展はどうなっていますか。

○宮本部会長 いかがでしょうか。

○事務局 現在調整中であり、引き続き調整をしたいと考えております。

○事務局 指定管理者制度としては幾つかのステージがあって、調整を円滑化しなければいけないということは問題意識として持っておりまして、今、実態としては全部ではないのですけれども、ある程度調整は進んできておりまして、引き続き積極的にうまくいくような方向で内閣府としては努力していきたいという状況です。

○K専門委員 地方公共団体がやる場合に、やはり地方がこの公共施設等運営権を実際に使えるかということ、大きな自治体は可能かもしれないのですが、なかなか難しいかなと思うのですが。大きな自治体というのも、結構、今、指定管理者を進めているので、結構立派な公共施設を運営権として任せるという可能性はございますので、これは結構大事だと思いますから、やはりどのように調整するかということをガイドラインで示さないと地方は非常に使いにくい状態になると思うので、ぜひよろしく願います。

○宮本部会長 それでは事務局には引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。その他いかがでございませうか。

○H専門委員 ここのところは結構たくさん論点があります。1つは、一番最初の7ページの更新投資・新規投資の課題なのですが、以前PFI法改正のときに国交省の方に来ていただいたときにも、お話をしたような気がするのですけれども、例えば空港で新しいターミナルをつくる時の新規投資というのも、私はその時に含まれるんですよというふうにお話したのですが、その時の事務局の回答は不明瞭だったと思います。例えば投資の内、ターミナルを補修していく場合は維持管理、新規だと建設だというふうになると、要は運営権の範囲は、場所的に決定するのか、それとも既存の所有権があるもので確定するのかという議論が問題になります。新しいビル建設であれば仮に運営権に含まれないとな

ると、それをやるとどうなるのか、ビル所有権はどちらに帰属させるのかということもありますし、そもそもこれも解決していない問題だったと思いますけれども、運営権は運営期間で償却するが、途中で新規投資をした場合、それが仮に運営権に含まれているのであれば残存期間でどのように償却されるのか、もしくは運営権に含まれず普通の不動産であれば通常の長期の償却期間ですから、運営権の残存期間が足りないということもあり得ますし、そうすると終了したときにその不動産はどうなるのかという問題があるので、これは決着させないといけないと思います。また、公共施設等運営権が設定される公共施設等の範囲に関して、例えば、適用される料金体系を異にする複数の公共施設等に対して1の運営権を設定できるか、もしくは逆もあると思うのですけれども、どこで運営権をひとかたまりで見るのか、もしくはそれは複数の管理者との関係でも自由なのか、そのあたりを明確化する必要があります。これは解約や運営権の取消しのところにも関係していて重要です。途中で新規投資しなくなってしまうというのが心配な事態ですから、それが資料2の7ページの下から1つ、2つのところに関係してくるところだと思うのですけれども、償却しきれない残高が残っている場合には、運営権は理屈的に言うとゼロで終了するので、買い取るとすると他のもの・資産がないといけないのだけれども、これはどうするのか、という論点だと思います。

運営権を膨らませて、新規投資したものも償却してゼロにするためには残存期間に償却しなければいけないとすると、毎年毎年の償却がとても大きくなっていきますけれども、そんなことでよいのかということで、これをお書きになっていると思うのですが、運営権の設定の範囲・仕方や登録の仕方について現状のお考えをお聞かせください。

○宮本部会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 今おっしゃったところは大きな問題だと思っております、基本的におっしゃるとおり新しい民間の創意工夫でバリューアップしていくという視点をできるだけ生かせるような方向で、このPFI法の法解釈も整備できればと思っております、今、H専門委員がおっしゃったように、例えば空港に今後どういう投資を考えているのかということも踏まえ、償却とか会計、税務とも密接に関わるので、今後精力的に進めたいと思っております。

なかなか中身がまだ詰まっていないところがございますので、今の問題意識や御指摘を踏まえて、今後よく整理していきたいと思っております。

○H専門委員 運営権の設定の仕方は結構事業ごとにやるのですか。

○事務局 これもまた詰めなければいけないと思いますけれども、例えば複数の空港を1つの運営権でできる道があるのかないか、検討していきたいと思っております。

○H専門委員 じゃあ逆もですか。

○事務局 逆もあるかもしれません。それは事業に即して使いやすい方向で整理していきたいと思っております。

○宮本部会長 ありがとうございます。

先ほどの指定管理者も含めて事務局にて調整をお願いします。K専門委員。

○K専門委員 今の更新、改修にもかかわりますが、コンセッションフィーに絡みますが、法律上は運営権者から費用を徴収できるということで、改修に要した費用をコンセッションフィーとして、という書き方になっているのですね。そうすると私の理解では割と大きな改修は行政、公共が行うとしても、コンセッションフィーの中に通常の改修も含まれているのかと思っていたのですが、そうではないのですか。

○宮本部会長 事務局いかがですか。

○事務局 改修済のものに係る費用、建設費用は回収できることになっています。

○K専門委員 そのコンセッションフィーのところにあるのは、改修済のもので運営をしてもらうときに既に建設にかかったものをコンセッションフィーとして得るという理解ですね。

○事務局 はい。そういう場合、要するにかかった建設費用を回収するというやり方としてのコンセッションフィーもあるでしょう。

○K専門委員 その後の維持管理と日常的な維持管理と、もう少し何か必要になったときの少し大きな改修が問題になりますね。

○事務局 そうです、はい。

○K専門委員 そこは契約の定め方かなと思っているのですが、そのあたり複雑に絡み合いますね。

○事務局 そうだと思います。ガイドラインにも絡む問題だと思います。

○宮本部会長 J専門委員、お願いします。

○J専門委員 海外の道路などの事例ですと、まさにK専門委員がおっしゃられているように、コンセッション契約の中でミニマムの要求水準があって、道路としてちゃんと供せるようなスタンダードを維持するという要求水準があって、そのミニマムな方針については契約書で具体的に何年ぐらいでこれをどうと。ただ、あまり縛り過ぎると、今度は事業者の創意工夫でなるべく長く使って改修費用を安くして利益を上げる。ただ、あまりやり過ぎると穴ぼこがいっぱいあくような道路になってしまったり、その辺は契約書でミニマムを決めた後はなるべく事業者の創意工夫と。創意工夫をやって要求水準を満たせなければペナルティを課すと。そういうふうにやっていくのだと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

○G委員 7ページ目の上の更新投資・新規投資というところなのですが、まず、言葉の定義をしっかりとしたほうがよくて、保全とか維持管理とか修繕、修繕も小破修繕と大規模修繕があって、さらに更新投資と新規投資がある。通常は更新投資イコール維持管理ではない。用語の定義をしっかりと決める必要があるというのと、おそらく種類別にちょっとずつ違うのだらうと思って、道路供用系と上下水道と建築。それぞれごとにきっちり整理できるかどうかというのを、一つ一つやっていくのだらうと思うのですが、先ほどの指定管理者の話にも少し共通するのですが、今、道路供用で指定管理者制度を使っ

て、今言った定義で言うと小破修繕まで指定管理者に全部包括的なアウトソースをする規定ができていて、これが非常に効果があるということなのです。

では、このやり方を他の自治体も真似しようと始めるのかなと思っていても、このときになぜ指定管理者を使うのがいいかという、そういう小さな保全など小破修繕というのは地元の業者に落としたいんですね。随契で落としてしまうことができるので、指定管理者を行政処分として使うというのが自治体側の動機付けとして非常に強いということなのです。

では大規模修繕以降に関してはどうなっているかという、今、出てきている事例ではそこから後は別途契約、別途入札して最終的に指定管理者がとったところが全部やれるわけではないことにして、一応競争性は担保しているということになります。

そうすると、ではPFIのこの権利を使うとなると、小破修繕までではだめで、おそらく大規模修繕とか更新の仕事までくっつけてあげて、初めて大きい仕事になってビジネスチャンスをとれると思うのですが、同時にこれはリスクでもあって、これは別の話になりますが、建築物もそうなのですけれども、非常に老朽化している。道路も本当に表面をちょっとめくったらがたがたになっていて、道路ですと表面の塗装を15年に1回ぐらいやらなければいけないのですが、そういう義務を負わせるとか、あとは上下水道だったら当然老朽管がいっぱい入っていますので、それを取りかえる義務をどっちが負うのか。頼む側からするとそういうものもやってもらわないとあまりメリットが出ないんですけどね。受ける側からすると非常にリスクが高く、水道の民営化などが進まない大きな理由の1つで、なのでこれは当面どちらが取っても均衡あるバランスはあり得ると思って、そういうことも可能になるようにするためにもう少し種類別に分けてメリット、デメリットを比較していった方がいいのではないかと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。非常に対象物の種類ごとに特色がありますので、それをしっかりと理解しながらタイプを分けて事務局には検討をお願いします。

○G委員 先ほどから契約のつくり方次第なんだというお話がありましたけれども、今のどちらがリスクをとるべきかどうかという話も、本来であれば要するに当事者がそれぞれの産業だとか、それぞれの事情に合せた形で、一番いいと思われるリスクがとれるような形で契約書に全部書き込めばいいことなので、基本はこういう話は余り事細かに決めようと思ってそれぞれ事情がいろいろあるわけなので、あまり事細かに全部ガイドラインを示すというよりは、ある程度当事者同士がベストだと思うものが選択できるようにしていくというものを基本にしたほうがいいのではないかと思います。

ただ、これは単純な民民の契約書ではないので、やはり考慮すべき点は2つあって、1つは競争性とか公平性というものが担保されるようなところは、きちんとルールを決めていかなければいけないという側面と、もう一つはやはりこういうものはなかなかやってくれと言われても地方自治体にしてもどこにしても、ではどのようにやったらいいのかという具体的なやり方が見えてこない、そういう意味ではひな形としてのとしての意味

合いをある程度ガイドラインで示すということも必要なだろうと思うのです。そういう意味でも今ぐらいのところは少し考えなければいけないので、その意味では最初に議論があったように、少し個別具体的などころを見ていって、実際にひな形がどういった形であるべきなのかとか、あるいはどういうところを気にしないとこのあたりで本来、地方自治体が、公共側が発注しているということの意味というものも担保できるか、そのあたりきちんとある程度やれたら、あとは事情はそれぞれのところに入っていけるところをできるだけつくればと思っています。

○宮本部会長 御意見ありがとうございます。他いかがでしょうか。C委員。

○C委員 公共施設等運営権ですけれども、もちろん既存の公共施設の場合、効率的な運営権もありますけれども、財政的に、本音ベースでいえば更新投資を含めてあまり税金を使うにも財政事情が厳しいので、できることなら民間資金を使いたい。それに対してどんなふうなインセンティブを与えるか。どれだけ民間事業者の便宜を図れるかというところがポイントになってくるかと思います。

まさにPFIを推進する最大の理由の1つは、国も地方も財政が厳しいという現実がある。それで思ったのですけれども、更新投資・新規投資の話と先ほど話したリスク分担の話、かといって全てのリスクを、更新にかかるリスクを全て民間に押しつけるわけにはいかないので、リスク分担の問題と、公共施設等事業運営権実施契約の終了時の話は、ある意味でワンセットで考えていかなければいけないことなのかなど。距離的に離れているものだから違う問題に見えたのですけれども、よく考えるとワンセットなのです。

○宮本部会長 ありがとうございます。

H専門委員、お願いします。

○H専門委員 今の御指摘で更に言うと、先ほどのところにも該当するのですが、選定プロセスをもう少し柔軟にしたいというのは、各事業者の提案によって、リスクをうまくとれる事業者と、どの事業者がやってもとれないリスクというのがあるのですが、それによって事業のあり方というのが変わってくるのだと思うのです。それはリスク分担のあり方等について、ある程度絞った事業者と対話をしながら、これは事業者がリスク分担できるのか、できないのか、どういう民間からの提案があるのか、できるだけ柔軟にして民間からの創意工夫を引き出せるようにしたい、ということです。これはハードルが高いのは理解しているのですが、そこは何とかしないと。既設のものについて全てコンセッションフィーが高ければといいますか、払ってもらう公共側の手取り金が高ければいいというだけのものでもないでしょうけれども、これはある意味期間付きの事業譲渡みたいなものですから、売却についての条件を変えるごとに価格を変えるなりするなど、また公共側の要望を叶えていくなど、今までの単純な入札というよりはもう一步踏み込んだ方法が必要です。それをどういうふうに公的にもしくはガイドライン的に示していくか。ある程度柔軟にできる方法を持つということは、リスク分担の適正な分担にもなりますし、公共財としての価値を最大化するという点にもつながる、大変重要なことだと思っています。

○宮本部会長 ありがとうございます。他いかがでございましょうか。A委員。

○A委員 先ほどの更新投資・新規投資のタイプ別類型の検討において、会計の分野でもこれに関する言葉の定義で類似するものがございまして。修繕費になるのか資本的支出になるのかです。それも例えば税法においてはそれこそ課税所得の影響だとか、企業会計においては期間損益について影響があるものですから、タイプ別類型を考える上でも体系的な言葉の定義、修繕費、資本的支出等の論点も検討していただければと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

I 専門委員 お願いします。

○I 専門委員 今までの議論の中で余り明確に出てこなかったもので、あえて申し上げたいのですが、6ページの公共施設等運営権の対価とところなのですけれども、今まで投資してきた金額、例えば簿価ベースで算定するのか、それとも今後回収できる費用から算定すべきかという、基本的にはその2つの対立軸があると理解しておりますので、そのところに踏み込まないと、結局のところその辺の金額的なギャップというものも民間事業者が何とかしてくれるというようなコンセッションになってしまうかなと懸念しております、そこも議論していきたいと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。他いかがでございましょうか。ここだけではなくて1～4全部の分野でも結構です。R 専門委員。

○R 専門委員 保険会社の立場からなののですけれども、株式譲渡にしても運営権にしても、その事業リスク以外の保険等にかかわるリスクについては、分担割合を譲渡されたとき所有権が変わりますので、きちんと見直す。誰がどこまでを保障するのか、負担するのかというところは見直す必要があると思います。

例えば保険で言いますと契約者が誰であって、どこまでを保障するのか。あるいは質権が設定されている場合には質権を設定し直すことが必要なのだろうと思います。こうやっておかないと誰がそのリスクを保障しているのかということが明確でないと、後でトラブルの原因になって事業全体の運営に関わる問題になりますので、注意が必要だと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。J 専門委員、お願いします。

○J 専門委員 今の2の債権譲渡なののですけれども、これは借入金の譲渡のことだけが書いてあるのですが、サービス購入型のケースですけれども、サービス対価債権、国に対するサービス対価債権の譲渡の自由化についても検討してほしいなと思います。財務省さんがOKと話してくれれば譲渡できるのだと思うのですけれども、そういうものをまとめて流動化するというのもあると思いますので、かつてやろうとしたのですが、なかなかOKが出なくてできなかったところもありますので、是非その辺も整理していただければと思います。

○宮本部会長 事務局よろしいでしょうか。

○事務局 整理いたします。

○E委員 論点そのものではないのですけれども、そういう検討をしていること自体を見えるような形で、潜在的な事業者や自治体に見せていくことがいろいろ大事なのではないかと。なかなかその案件が上がってこない理由の1つが、ガイドラインができていないということなので、これは放っておいてもなかなか出てこない類のものだろうと思うので、むしろ積極的に今、この段階で年度末までに仕上がるようにやっていますということ、議事録を読まないといけないというのではなくて、もう少しホームページを見て明瞭化していただければ。そのぐらいのことはやったほうがいいのではないかと思います。

○宮本部長 事務局いかがでしょうか。

○事務局 工夫してまいりたいと思います。

○宮本部長 こうした進め方にも関することがあるかもしれませんが、その他に何かあれば御報告いただけますか。M専門委員。

○M専門委員 5ページの民間提案者に対するインセンティブ付与に関連することですが、民間提案者には、例えば入札評価において加算点を付与する。更に、入札の過程において提案後1回に限って、民間提案者には、提案内容の修正を認めてあげる。韓国のPPIでも見られるような、民間提案者にとって、より提案しやすいような制度にすることも含めて検討していただければと思います。

○宮本部長 ありがとうございます。本日御欠席の方からも御意見を頂いたということですが、何か具体的なことがあれば事務局から御報告いただければと思います。

○事務局 今日欠席されているL専門委員から、是非この会議の場で意見を紹介してほしいという伝言をいただいておりますので、私が代わりに口頭で恐縮なのですが、申し上げさせていただきたいと思います。

大きく言って民間提案と運営権と、その他という3つなのですが、まず民間提案について、検討プロセスについてということなのですが、特に新規施設の建設や既存施設の改築を伴うような民間提案がなされる場合は、検討の客観性を担保するため、また、庁内での検討に資するために、外部有識者等による検討組織の必要性についてガイドラインで示すことはできないかという御指摘をいただいております。

民間提案に必要な書類の部分ですが、通常、公共団体においてPFI導入を検討するに当たっては、調査会社などに運用可能性調査を委託して、それで判断するというのが通例でございますけれども、この民間提案制度においても導入可能性調査と同等レベルの調査資料の提出が必要なのか。それについてそのガイドラインに示す必要があるのではないかと、御意見を賜っております。

さらに、提案に当たって施設の建設を伴う場合は、設置の必要性を検討するために必要となる資料も公共の側からしてみると必要なもので、そういったこともガイドラインに何らか書くべきではないかという御提案をいただいております。



それから、民間提案に対するインセンティブ付与のところでございますけれども、これは特定事業に選定されたPFI事業の提案者に対して、事業者の選定時の評価に当たって基礎加算点を付与することは考えられないのかというコメントをいただいております。

以上が民間提案についての御意見でございます。

それから、運営権についても1つ意見を賜っておりまして、まさに運営権と指定管理者の関係についてどうしていくのか。ガイドラインではきちんと整理することが必要ではないかという御提言をいただいております。

そのほか全体についてなのですけれども、PFI事業の裾野を拡大するために民間事業者には、様々申請に係る負担というものが出てくる訳でございますが、こういったことの軽減というものも重要であるということで、書類の削減等も手法の一つとして考えられるのではないかということをおっしゃっていて、どういう方法が一体可能なのかということをおっしゃるの枠内で示すことができないでしょうかという御提言をいただいております。

以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

時間の関係でここまでとさせていただきます。もし御意見等ございましたら事務局のほうに連絡をいただければ大変ありがたいと思います。

それでは、最後の議事でございますけれども、今後の進め方につきまして事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局 もう一度事務局から、今後の進め方について説明させていただきます。お手元の資料3をご覧くださいと思います。今後の進め方（案）というものでございます。

これは今後の進め方のイメージでございますけれども、本日この総合部会で主な論点についていろいろと御議論をいただきました。いただいた議論を踏まえまして、また、ほかの地方公共団体あるいは実務者の方などから意見のヒアリングを行いまして、もう少し事務局の中でブラッシュアップをしていきたいと考えております。

そして、ブラッシュアップを踏まえまして、1月ごろに、今は論点提示という形で示させていただきましたけれども、基本的な方向性みたいなものを示させていただくことができると考えております。示させていただいて、それについてまた総合部会で御検討、御議論いただきまして、更に意見聴取を重ねまして、年度末に向けて取りまとめというように動いていければと考えております。

以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

先ほどE委員から御提案があった事項を踏まえて、何かほかに御意見等ありますでしょうか。

○I 専門委員 最終的に3月下旬に出される取りまとめというのは、ガイドラインのベースとなるような基本的方向性みたいな、そんなイメージなのでしょうか。最終的な取りまとめの具体的なイメージがあれば教えていただければと思います。

○宮本部会長 事務局、よろしく申し上げます。

○事務局 3月、年度末にガイドラインを取りまとめるというように申し上げておりますので、何とか今年度中には成果物としてガイドラインを取りまとめできればと現時点では考えているところです。

○宮本部会長 いろいろと検討をして明らかにしていただくものや宿題が出ましたけれども、その中で鋭意努力していくということでございますので、よろしく申し上げます。それでは、よろしいでしょうか。このような進め方ですけれども、今の御意見を踏まえて、検討していただきたいと思えます。先ほど事務局から御報告がございましたとおり、本日の検討を踏まえ、委員あるいは専門委員等々の有識者の皆様から御意見を聴取しまして、素案を取りまとめまして、次回の総合部会で御議論させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から報告事項があると聞いておりますけれども、いかがでしょうか。

○事務局 PFI 推進室の國松と申します。

昨年来、皆様に震災復興ワーキングで検討いただいております被災地向けの震災復興に向けた PFI の活用を図るための当面の対策として、PFI の手続の簡素化の考えをまとめました「震災復興における PFI 活用マニュアル」の検討を行っていただいておりますけれども、それに関しまして事務局から委員の皆様にお断りとお詫びをさせていただきたい件がございます。

事務局におきましては、このマニュアルにつきまして各省庁と調整を図るとともに、委員の先生方にも御意見を賜ってきたところでございます。しかしながら、当初その対象として最も有力な施設と考えておりました市役所等の庁舎につきまして、その後、総務省のほうから震災復興特別交付税というもので、全額国費での整備というものが可能となりまして、マニュアルを出す意義というものが非常に小さくなってしまったため、これにつきまして当面マニュアルを出すのをとりやめることとしたいと考えております。

PFI 推進室としましては、マニュアルをつくるということも非常に大切だと認識しておりますが、当面、被災地におきます具体的な構想に対する支援を通じまして、個別の案件形成を図ることに注力しますとともに、個別に地方公共団体を訪問するなどによりまして PFI に係る具体的な問題点などを把握し、将来的に PFI のプロセスの見直しについて検討していきたいと考えております。その際には今般の議論も生かしていきます。また、これまでの検討におきまして御協力賜りありがとうございました。

今後、地方公共団体の PFI への専門家派遣を更に充実させまして、当該地方公共団体の実情に応じましたきめ細かい対応を図ることによりまして、震災復興にも貢献していきたいと考えております。

以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございました。

この中の委員、専門委員の方々にも御協力いただき、年度末を中心に鋭意検討したのですが、対象がこういう形になりましたので、今すぐにマニュアルを出すという形ではないということになりました。私がいまもあのワーキングチームの中での検討は、今後のPFIの在り方にとって非常に有意義な議論がなされたかと思しますので、今後いろんな形で使っていただければというふうに考えております。

J 専門委員、お願いします。

○J 専門委員 検討の過程で期間の短縮、1年でもできるんだというところを示せたのは非常によかったと思いますので、復興地域に限らず、一般のPFIにも時間がかかるからやらないという御指摘はたくさんありますので、短縮した見方もあるんだというところは是非公にできればと思っています。

○宮本部長 ありがとうございます。今の件についてはよろしいでしょうか。

(事務局、了解)

それでは、大変ありがとうございました。次回の総合部会の日程につきましては事務局のほうから調整させていただきまして、御連絡差し上げたいと思います。12月中はないということで、1月ですね、委員、専門委員の皆様、よろしくお願ひしたいと思ひます。

何か特に御発言はございますでしょうか。(発言なし)

よろしいでしょうか。

事務局の方からもよろしいですか。(なし) それでは、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。